

衛生管理者規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○衛生管理者規程（昭和四十七年労働省告示第九十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>（第一種衛生管理者免許を受けることができる者）</p> <p>第二条 安衛則別表第四第一種衛生管理者免許の項第四号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により保健師免許を受けた者（同法第五十一条第三項の規定により当該免許を受けた者を除く。）</p>	<p>（第一種衛生管理者免許を受けることができる者）</p> <p>第二条 安衛則別表第四第一種衛生管理者免許の項第四号の厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により保健師免許を受けた者（同法第五十一条第三項の規定により当該免許を受けた者を除く。）及び同法第五十九条の二の規定により準用する同法第七条の規定により免許を受けた者</p>												
二五 (略)	二五 (略)												
<p>（衛生工学衛生管理者に係る講習）</p> <p>第三条 安衛則別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の厚生労働大臣の定める講習は、次の各号に定めるところにより行われる講習とする。</p> <p>一 講習科目については、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習科目</th> <th>範 囲</th> <th>講習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	講習科目	範 囲	講習時間	(略)	(略)	(略)	<p>（衛生工学衛生管理者に係る講習）</p> <p>第三条 安衛則別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の厚生労働大臣の定める講習は、次の各号に定めるところにより行われる講習とする。</p> <p>一 講習科目については、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習科目</th> <th>範 囲</th> <th>講習時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	講習科目	範 囲	講習時間	(略)	(略)	(略)
講習科目	範 囲	講習時間											
(略)	(略)	(略)											
講習科目	範 囲	講習時間											
(略)	(略)	(略)											

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（第一種衛生管理者免試験）

第六条 第一種衛生管理者免許試験（以下この条において「免許試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について筆記試験によつて行う。

試験科目	範 围			
労働衛生	衛生管理体制	作業環境要素	職業性疾患	作業環境管理
	メンタルヘルス対策	健康の保持増進	健康管理	作業管理
対策	労働衛生教育	労働衛生管理統計		
救急処置	事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）			

（第二種衛生管理者免許試験）

第七条 第二種衛生管理者免許試験は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について筆記試験によ

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（第一種衛生管理者免許試験）

第六条 第一種衛生管理者免許試験（以下この条において「免許試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について筆記試験によつて行う。

試験科目	範 围			
労働衛生	衛生管理体制	作業環境要素	職業性疾患	作業環境管理
	メンタルヘルス対策	健康の保持増進	健康管理	作業管理
対策	労働衛生教育	労働衛生管理統計		
救急処置				労働衛生教育 救急処置

（第二種衛生管理者免許試験）

第七条 第二種衛生管理者免許試験は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について筆記試験によ

つて行う。

試験科目	範囲
労働衛生	衛生管理体制 作業環境要素（有害業務に係るもの）を除く。） 作業環境管理（有害業務に係るもの）を除く。） 作業管理（有害業務に係るもの）を除く。） 健康管理（有害業務に係るもの）を除く。） 健康管理（有害業務に係るもの）を除く。） メンタルヘルス対策 健康の保持増進 対策 労働衛生教育 労働衛生管理統計 救急処置 有害業務に係る労働衛生概論 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動
(略)	(略)

つて行う。

試験科目	範囲
労働衛生	衛生管理体制 作業環境要素（有害業務に係るもの）を除く。） 作業環境管理（有害業務に係るもの）を除く。） 作業管理（有害業務に係るもの）を除く。） 健康管理（有害業務に係るもの）を除く。） 健康の保持増進 対策 労働衛生教育 労働衛生管理統計 救急処置 有害業務に係る労働衛生概論
(略)	(略)